

高知大学大学院総合人間自然科学研究科

修士課程地域協働学専攻規則

令和2年3月25日
規則第97号

最終改正 令和6年3月15日規則第68号

(趣旨)

第1条 高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程地域協働学専攻(以下「本専攻」という。)に関する事項は、高知大学学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(本専攻の目的)

第2条 本専攻は、地方創生及び今後の地域の再生と発展のために必要となる後継者養成、地域の長期ビジョンの策定及び地域の新たな資源開発・市場開拓を担うための能力を育成し、地域の持続可能性を高めることができる人材を養成することを目的とする。

(教育方法)

第3条 本専攻の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)等によって行う。

2 本専攻において、教育上有益と認めるときに限り、他の大学院又は本学以外の研究機関と連携して授業又は研究指導を行うことができる。

(教育方法の特例)

第4条 本専攻において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(指導教員)

第5条 本専攻の教育、研究及び学位論文指導のため、主指導教員及び副指導教員(以下「指導教員」という。)を置く。

2 指導教員は、本専攻を担当する教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

3 指導教員は、学生1人につき、主指導教員1人及び副指導教員1人以上とする。

(履修科目及び単位数)

第6条 本専攻において履修すべき授業科目は、指導教員の指導を受けて定めるものとし、その修得すべき単位数は、専攻共通科目6単位、専攻ゼミナール科目8単位、専攻基盤

科目及び専攻発展科目から 16 単位以上の合計 30 単位以上とする。なお、専攻共通科目に配置した「社会調査特論」2 単位を修得するとともに、専攻基盤科目から 6 単位以上を修得しなければならない。

- 2 学生は、他の専攻の授業科目を履修することができる。他専攻開講科目は、4 単位を限度として前項の専攻発展科目の単位数に含めることができる。
- 3 本専攻において教育上有益と認めるときは、学則第 65 条の規定に基づき、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することができる。

(授業科目及び単位数)

第 7 条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 7 条の 2 科目に対する単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習は 15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、必要があるときは 30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (2) 実験、実習及び実技は、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、必要があるときは 45 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修科目の届出)

第 8 条 学生は、あらかじめ、履修しようとする授業科目を所定の期間内に授業担当教員に届け出て承認を受けなければならない。

(単位の認定)

第 9 条 単位の認定は、授業担当教員が行う。

(成績の評価)

第 10 条 履修科目の成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。

(学位論文の提出)

第 11 条 学位論文の提出は、原則として 1 年以上在学し、18 単位以上を修得した者でなければならない。

- 2 学位論文は、所定の期間内に指導教員の承認を得て、専攻長に提出しなければならない。

3 前項に定めるもののほか学位論文の審査及び最終試験に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、本専攻に関し必要な事項は、専攻会議が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日規則第98号)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前の入学生については、この規則による改正後の高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程地域協働学専攻規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月10日規則第87号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月15日規則第68号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学生については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

科目区分	授業科目	単位数			
		必修	選択	選択必修 区分	
専攻共通科目 ※1	社会調査特論	2		6	
	地域協働教育演習		2		
	地域ビジョン策定演習		2		
	デザインシンキング演習		2		
	地域社会学演習		2		
専攻ゼミナール科目	地域協働ゼミナールⅠ	2			
	地域協働ゼミナールⅡ	2			
	地域協働ゼミナールⅢ	2			
	地域協働ゼミナールⅣ	2			
専攻基盤科目 ※2	ソーシャルキャピタル論特論		2	6	
	コミュニティデザイン論特論		2		
	地域福祉社会学特論		2		
	比較地域社会学特論		2		
	スポーツ社会学特論		2		
	地域経済論特論		2		
	地域産業論特論		2		
	地域計画論特論		2		
	知識経営特論		2		
	社会教育特論		2		
	地域協働実践演習		2		
	専攻 発展 科目 ※2	地域協働教育関連科目	地域学習論特論		
組織学習論特論				2	
ファシリテーション特論				2	
健康・スポーツ指導論特論				2	
地域ビジョン関連科目		地域政策論特論		2	
		地域防災計画論特論		2	
		男女共同参画特論		2	
		自治行財政論特論		2	
地域資源開発・市場開 拓関連科目		地域資源管理論特論		2	
		里山管理論特論		2	
		6次産業化論特論		2	
		国際経済論特論		2	
他専攻開講科目 ※3			(4)		
計		10	20		

備考 ※1 専攻共通科目は、「社会調査特論」2単位を含む6単位を修得すること。

※2 専攻基盤科目及び専攻発展科目は、他専攻への開放科目とする。

※3 他専攻開講科目は、4単位を限度として専攻発展科目の修了要件単位数に含めることができる。